



来週の投資戦略 (11/28-12/2)

NISA、米国経済指標に注目

2022年11月27日

小松 徹

注目事項 - 見所

- 11月28日、資産所得倍増プラン計画決定 — 年間非課税枠は？恒久に無税？
- 11月30日、10月の鉱工業生産指数 — 前月比マイナス1.8%？
- 12月1日、10月の米個人消費支出 (PCE コアデフレーター) — 前年比+5.0%？
- 12月1日、11月の米ISM製造業景況指数 — 2019年12月以来の50割れ？
- 12月2日、11月の米雇用統計 — 平均時給は前年比+4.6%？

株式市場見通し

先週のわが国の株式市場は全面高となったが、指数をリードした銘柄群には共通の特徴があった。TOPIX500 割安株の上昇率が3.26%と同成長株の1.84%を大きく上回った。業種別では海運、電力・ガス、銀行、卸売り、保険など。小型割安株が3.61%と最も高かったのは、地方銀行株の急騰による。13銘柄が10%以上上昇したことが大きい。割安株は年初に一度大きく上昇したが、ここに来てこれらが好まれたのは、来年の景気悪化を織り込もうとしているのではないか。来週はわが国ではやっと「新しい資本主義」が形になって表れ始める。米国では週後半に重要な経済指標が発表され、市場の動きが注目される。

月曜日に資産所得倍増プランの計画が発表される予定だ。少額投資非課税口座(NISA)の年間非課税枠拡大と恒久に無税になるかが注目される。現在の欠陥NISAは早く修正した方がよい。2か月前に本レポートで指摘したが、次のような事例があった。私の手元にNISA口座で購入した銘柄について移管手続きをするよう手紙が来た。購入してまだ4年しかたっていないはずだが、購入年の1月1日を基準にするという。私は昨年NISA口座を他の証券会社に移したと問い合わせると、ならば移管出来ない。結局5年間と言っても実施的には4~5年しか保有しないで、残高は一向に増えない。

なお、現在の投資上限額120万円では東証プライム市場で33銘柄が購入できない。このうち株価上位10銘柄の過去10年間の純利益成長率が年25%、株価上昇率も年30%と極めて高い。東証はこれらの会社にもっと圧力をかけて個人投資家が外国株だけに投資するようなことを避けなければならない。

木曜日以降に米国で発表される経済指標と市場の反応について考えてみたい。まず、10月の個人消費支出(PCE コアデフレーター)が前月比+0.3%、前年比+5.0%と予想されている。9月が+5.1%だったので、そうなった場合には市場は好感するか。30分後に11月の米ISM製造業景況指数が49.8と、2019年12月以来の50割れになると予想されている。悪い経済指標は利上げ緩和を期待させるので、金利低下を通じて株式市場は好感するか。金曜日には11月の雇用統計が発表される。KPAが最も注目しているのは平均時給で、前月比+0.3%、前年比+4.6%と予想通りになるか。10月が+4.7%だったので、わずかながら低下したと好感するか。

KPAの投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、今期増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。